

都市計画法32条関係工事出来形管理基準

0. 運用

(1)「開発行為による下水道施設の指導指針(以下、「指針」という。)」において、「本指導指針に明示のない事項については、倉敷市下水道工事仕様書、倉敷市下水道工事に関する要綱、倉敷市下水道施設(管きょ)標準図に準ずるものとする。」とある。このため、出来形管理については、「倉敷市下水道工事に関する要綱」の中、(1)下水道工事施工管理基準、1-2出来形管理基準、を準用することになる。つまり、「指針」(同意の条件として付したものを含む)で明示のある事項については、「指針」が優先され、「指針」で明示のない事項について、本管理基準が適用される。

(2)公共工事の場合(以下、「公共」という。))、「出来形管理」は設計図書と成果品との差を指しているが、ここでは、「指針」及び「設計基準」や「同意の条件」と成果品(竣工図書類を含む)との差を指すものとし、竣工検査(TVカメラ検査を含む)の参考とする。すなわち、本管理基準は、単に数値上の過不足を判定するものにとどまらず、「合規性」(基準を満たしているかどうか)の観点からも判定されることに留意していただきたい。これらを合わせて「規格値」と呼ぶものとする。

(3)上記によりがたい場合は全て協議を要する。協議は変更を伴う場合があるため、必ず申請者(申請代理人)を経由すること。

1. 合格判定

合格判定は、以下を鑑み総合的に判断する。

(1)個々の測定値が規格値の上限を上回った場合は、機能上支障がなければ合格と認めることがある。

(2)個々の測定値が規格値内にあっても、その平均値は原則として基準値を下回ってはならない。

(3)個々の測定値が規格値の下限を下回った場合は不合格とし、手直しを求める場合がある。

※不合格のまま、帰属・移管に応じることはできない。

※不合格のままでは、排水設備の接続を認めない場合がある。

2. 出来形管理表

竣工平面図に記載のものを除き、出来形管理表の提出は求めているない。

書類検査(工事写真、TVカメラ調査結果報告書、竣工平面図等)及び現地検査で把握できること。

竣工検査において、出来形不足を指摘されないこと。

2. 管理基準

[illegible]

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)
	①	②	③						
			管路工						
			管布設	管布設完了後	管底高 (EL)	—	mm	1 回/ 1 スパン・ 1 測点	工事写真で把握できること。 ◎工事写真は管天高で管理してよい。 MHにおける管底高を竣工平面図に記載すること。 ◆「公共」では〔±30〕としているが、「指針10(1)、11(2)、21(2)」で勾配、MH内段差が明示されているため、これが優先される。
					挿入不足	—20	mm	随時	T Vカメラ検査で指摘されないこと。
					漏水、破損				T Vカメラ検査、現地検査で指摘されないこと。
					埋設シート	—	mm		◆「指針18」で「全ての開削工事の本管部・取付管部に埋設」と明示されている。「宅地部を除く」とはなっていないことに留意すること。
				蛇行	垂直方向 基準勾配 φ 150mm φ 200mm	— +5. 00 +3. 00	mm ‰ ‰	随時	基準勾配を下回らないこと。 竣工平面図に記載すること。 竣工検査で指摘されないこと。 ◆「公共」では〔±20〕で「逆勾配にならないこと」としているが、「指針10(1)、11(2)、21(2)」で勾配、MH内段差が明示されているため、これが優先される。 溜り水20mmは、水面幅＝10cmに相当する。 ◎勾配の出来形は次式により求める。 (上流側管底高－下流側管底高)/(管路延長)
					蛇行(水平)			随時	竣工検査で指摘されないこと。 ◆「公共」と同じ(「直線部はほぼ円形に見えること」)。
				管路延長	基準延長	50	m	1 回/ 1 スパン	基準延長を超えないこと。 竣工平面図に記載すること。 竣工検査で指摘されないこと。 管路延長は、上流側MH芯と下流側MH芯とを結ぶ。→「Ⅱ組立MH設置工」参照。 ◆「公共」では〔±500〕としているが、「指針15」で基準延長が明示されているため、これが優先される。
				道路境界との離隔	埋設位置	+1. 5	m		◆「指針 9(3)」で道路境界との平面離隔が明示されているため、これが優先される。

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)	
	①	②	③							
			組立MH据付							
			本体、鉄蓋、受枠据付	据付完了後	MH深			1回/ 1MH	工事写真で把握できること。 ◎MH深の出来形は次式により求める。 (MH天高)－(下流側管底高)	
					MH内段差	20	mm	1回/ 1MH	◆MH内段差は「指針21(2)」で明示されているため、これが優先される。 ◎将来管についても適用される。 ◎MH内段差の出来形は次式により求める。 MHにおける(上流側管底高)－(下流側管底高)	
						40	mm	1回/ 1MH	◆管きよの中心交角が90° を超える場合のMH内段差については、「指針11(2)」で明示されている。	
					足掛金物	－	mm	1回/ 1MH	工事写真で把握できること。 ◆足掛金物については「指針21(5)」に明示されている。	
					MH鉄蓋オフセット			1回/ 1MH	◎鉄蓋オフセットは、概ね120° 間隔で3点計測する。測点は官官界を避けた表示プレート(官民界、民民界)とすること。	
			インバート工	インバートモルタル上塗完了後	見た目				管きよとなじむこと。 工事写真で把握できること。 ◆「公共」と同じ。	
					仕上がり				滑らかに仕上げること。 工事写真で把握できること。 ◆「公共」と同じ。	
				最上流組立MH	取付管の間隔				工事写真で把握できること。 ◆取付管の間隔については「指針24(8)」に明示されている。	
				管路延長は、上流側MH芯と下流側MH芯とを結ぶ。						
				(参考)MH鉄蓋芯とMH芯との偏芯量						
				130mm： 倉敷市標準型、バイコン						
				125mm： ベイホール						
				115mm： コネクトホール、ユニホール、アトホール、 プレホール、パワーホール						
				110mm： サリットホール						
				(150mm： MH深が浅く、斜壁が無い場合。)						

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)
	①	②	③						
Ⅲ	塩ビMH設置工								
	土工								
	舗装取壊し		省略可						
	掘削	基面整正後	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 MH	工事写真で把握できること。		
			掘削深	±30	mm				
			掘削幅	－50	mm				
	(塩ビMH据付)								
	保護材(管下) ・埋戻し ・敷均し	転圧(5回目)完了後	省略可				◎管布設工で管理可。		
	(管路工)								
	保護材(管横・管上) ・埋戻し ・敷均し	転圧(5回目)完了後	省略可				◎管布設工で管理可。 ◆塩ビMHの埋戻しについては「指針22(6)」 に明示されている。(以下同じ)		
	一次 ・埋戻し ・敷均し	転圧(5回目)完了後	省略可				◎管布設工で管理可。 保護材又は本管一次埋戻材		
	二次 ・埋戻し(1層目) ・敷均し	転圧(5回目)完了後 標準値 t =300mm	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 MH	工事写真で把握できること。 再生砕石		
			層厚	－30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	二次 ・埋戻し(2層目) ・敷均し	転圧(5回目)完了後	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 MH	工事写真で把握できること。 ◎3層目以降も同様に。		
			層厚	－30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	路盤・舗装復旧		省略可				◎道路管理者の指示に従うこと。		

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)
	①	②	③						
			塩ビMH据付						◆塩ビMHについては「指針22」で明示されている。
			本体、内蓋、防護鉄蓋据付	据付完了後	本体(内蓋)天	—	mm	1回/1MH	工事写真で把握できること。 ◆「公共」と同じ。 ただし、「標準図Ⅱ－4」で 防護鉄蓋との離隔＝150mm と明示されている。
					MH(防護鉄蓋)天	—	mm	1回/1MH	工事写真で把握できること。 ◆「公共」と同じ。
					MH深	—	mm	1回/1MH	工事写真で把握できること。 竣工平面図に記載すること。 MH深については「指針22(2)」で明示されている。 MH深<3.5m

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)
	①	②	③						
IV	取付管布設工								
	土工								
	舗装取壊し 掘削		省略可					1 回/ 1 箇所	工事写真で把握できること。
		基面整正後	基準高 (EL)	±30	mm				
			掘削深	±30	mm				
			掘削幅	－50	mm				
	(取付管管路工)								
	保護材 (管横・管上) ・埋戻し ・敷均し	転圧 (5 回目) 完了後 標準値 t =210mm	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 箇所	工事写真で把握できること。		
			埋戻し厚	－30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	一次 ・埋戻し ・敷均し	転圧 (5 回目) 完了後 標準値 t =200mm	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 箇所	工事写真で把握できること。		
			層厚	－30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	二次 ・埋戻し (1 層目) ・敷均し	転圧 (5 回目) 完了後 標準値 t =300mm	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 箇所	工事写真で把握できること。		
			層厚	－30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	路盤・舗装復旧		省略可					◎道路管理者の指示に従うこと。	
	取付管管路工								
	◆汚水柵及び取付管については「指針24」で明示されている。								
	本管削孔	90° 支管据付後 削孔位置 削孔芯～削孔芯 削孔芯～MH継手 削孔芯～管口				1 回/ 1 箇所	管頂120° 間 (「標準図Ⅲ－1」参照) 110cm以上 (「指針24(2)」参照) 0.5m以上 (「指針24(3)」参照) 55cm以上 (「同意の条件」参照)		
			支管～支管						
			支管～MH継手						
			支管～管口						
							◎竣工平面図に 支管の位置 (上流MH芯からの距離) 取付管延長 (ます芯と本管との距離) を表示すること。		

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)
	①	②	③						
V	取付桝設置工								
	土工								
	舗装取壊し 掘削	基面整正後	省略可 基準高 (EL) 掘削深 掘削幅	 ±30 ±30 －50	 mm mm mm	1 回/ 1 基	工事写真で把握できること。		
	(取付管管路工)								
	砂基礎 ・ 埋戻し ・ 敷均し	転圧 (5 回目) 完了後 標準値 t =100mm	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 基	工事写真で把握できること。		
			埋戻し厚	±30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	保護材 (管横・管上) ・ 埋戻し ・ 敷均し	転圧 (5 回目) 完了後	省略可				◎取付管布設工で管理可。		
	一次 ・ 埋戻し ・ 敷均し	転圧 (5 回目) 完了後	省略可				◎取付管布設工で管理可。		
	二次 ・ 埋戻し (1 層目) ・ 敷均し	転圧 (5 回目) 完了後 標準値 t =300mm	基準高 (EL)	±30	mm	1 回/ 1 箇所	工事写真で把握できること。		
			層厚	±30	mm				
			埋戻し幅	－50	mm				
	取付桝据付								
	防護鉄蓋						◆「指針24(7)」では「重車輛が通行する場所等」で使用するとしているが、「施工条件」ではさらに、「将来駐車場等車の出入りに該当するような位置」での使用が明示されているため、これが優先される。		

番号	工種			測定時	測定項目	規格値	単位	測定頻度	備考 (管理方法)
	①	②	③						
VI	付帯工その他								
	将来管布設工								
		将来管						竣工平面図に、将来管の情報(キャップ止め延長)を表示すること。 ◆将来管キャップ止めについては「許可条件等」で明示されている。 ◆これについては、MH段差の確保が適用されることに留意すること。	
	既設取付ます改造撤去工								
		◆既設取付ます改造撤去については「指針24(9)」で明示されている。							
		既設取付ます撤去						竣工平面図に、取付管の残置情報(キャップ止め延長)を表示すること。 ◎取付管を全撤去した場合であっても、残置の取付管の延長は、[0.00]ではなく[(本管口径/2+管厚)]となる。 ◎既設管が不要になった場合、全撤去が原則である。「残置の管内にモルタルやウレタンを充填したから撤去しなくてよい。」という考えが横行している。廃棄物処理法違反である。	
		既設取付ます移設						「排水設備確認申請書」の提出漏れはないか。「許可条件等」においては、「宅地内排水設備について、倉敷市下水道排水設備指定工事店により、「排水設備確認申請書」を提出して確認を受けた後に施工すること。」とある。 ※これは、新築の場合を想定しているが、供用中の既設ますの移設に排水設備の切り替えが伴う場合にも適用されることに留意する。	
副管工									
	副管						◆「指針23(1)」で「MH内段差が60cm以上となる場合は、副管を設置すること。」と明示されている。出来形で「MH内段差が60cm以上となった場合」においても適用されることに留意する。(逆に協議内容と異なり、副管が不要となった場合を含め)変更協議なしに施工してはならない。 ◆許可条件等に反して、安易に内副管に変更している事例がある。「地下水位が高い」、「他の地下埋設物が支障となる」、その他難度が高いことは変更協議の対象とならないことに留意すること。		

